

(2) 消費生活対策費及び計量検定所費の予算概要について

消費生活に関する予算は、生活文化費の消費生活対策費と計量検定所費から構成される。

表 C2-3-2 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の消費生活対策費は 13 億 59 百万円であり、このうち公衆浴場対策が 7 億 95 百万円 (58.5%)、消費生活総合センターの運営が 3 億 97 百万円 (29.2%) となっている。

消費生活行政の企画調整が、当初予算額 63 百万円なのに対し、決算額が約 5 倍の 3 億 21 百万円となっているが、それは、消費者行政活性化基金を取り崩して、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業に 63 百万円、区市町村への助成として 2 億 37 百万円を支出したためである。それと同時に、消費者行政活性化事業に関して、予算はゼロであるが、決算額が 3 億円となっているのは、同額を消費者行政活性化基金に積み立てたことによる。

公衆浴場対策が、当初予算額 7 億 95 百万円に対し、決算額が 5 億 87 百万円と約 7 割の支出にとどまっているのは、公衆浴場耐震化促進支援事業等で、見込んでいた件数より申請が少なかったためである。

表 C2-3-2 消費生活対策費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	消費生活対策費に 占める割合(予算) (%)
消費生活行政の企画調整	63,216	321,363	4.7
取引指導事業	34,308	29,584	2.5
安全対策事業	39,836	30,552	2.9
消費生活協同組合の育成事業	9,235	8,318	0.7
公衆浴場対策	795,179	587,204	58.5
流通環境改善事業	1,354	604	0.1
消費生活総合センターの運営	397,540	352,723	29.2
悪質事業者等から都民を守る対策の強化	16,114	13,998	1.2
多重債務問題に対する総合的な取組の推進	2,646	1,730	0.2
消費者行政活性化事業	-	300,811	-
合計	1,359,428	1,646,887	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

また、表 C2-3-3 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の計量検定所費は 4 億 51 百万円となっている。

表 C2-3-3 計量検定所費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	計量検定所費に 占める割合(予算) (%)
管理運営	103,868	62,995	23.0
計量器の検定	92,885	87,310	20.6
使用計量器検査等	146,217	138,277	32.4
移転改築	108,471	58,865	24.0
合計	451,441	347,447	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3) 消費生活部の関連施設について


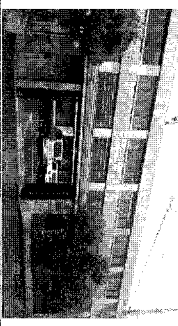
① 消費生活センター事業について

消費生活センター事業実施のため、新宿区（飯田橋）に消費生活総合センターを、また立川市に多摩消費生活センターを設置している。

(イ) 消費生活総合センターの沿革と業務内容について
消費生活総合センターは、総合的な消費生活行政サービスの提供、消費者の自主的活動の支援、区市町村の消費生活行政の支援、利用者の立場に立った都民に開かれたセンターの4つの考え方を實現し、都域全体の消費生活行政を更に向上させるために、各種事業を実施している。

- (主な事業)
- (ア) 消費生活相談等
消費者が日常生活において商品を購入し、又はサービスを利用するときに生じる販売方法、契約内容、品質、価格等のトラブルに関して、消費者の被害の救済、損害の回復、利益の保護等を図るため、次の事業を行っている。
 - ・消費生活相談
 - ・相談情報システム
 - ・相談テスト
 - ・被害の救済
 - (イ) 情報提供、消費者教育及び活動支援
規制緩和、構造改革により市場メカニズム重視社会へ移行する中、消費者には従来以上に自己責任に基づく適切な行動が求められている。消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう必要な情報の提供や、消費者教育を行っている。また、消費者問題の解決に向けて自ら学習し行動する消費者の活動を支援している。
 - ・情報提供及び被害防止啓発
 - ・消費者教育事業
 - ・活動支援・協働
 - (ウ) 消費生活総合センターの管理運営
消費生活総合センターの適切な事業運営を行うため、センター業務に関する基本的な事項について協議する運営協議会を設置している。また、消費生活総合センター事業実施のため、消費生活総合センター・多摩消費生活センターの建物維持管理を行っている。

表 02-3-4 消費生活総合センター・多摩消費生活センターの概要

項目	概要	概要
施設名	消費生活総合センター 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ（飯田橋庁舎） 10、15、16、17階	多摩消費生活センター 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所 3階
所在地	2,313.67㎡	845.63㎡
面積	昭和44年4月（東京都消費者センターとして開設） 昭和59年4月移転 平成9年4月名称変更	平成9年4月 平成20年3月移転
開設年月	相談窓口、図書資料室、教室、学習室、活動作業室、保育室、展示・交流コーナー、実験実習室、相談テスト室	教室、学習室、実習室（実験・調理）、図書資料室、交流コーナー、保育室
施設内容	消費生活に関する情報の提供、学習の推進及び相談並びに商品及びサービスのテスト及び研究に関する事務	
事業内容	東京都組織規程（昭和27年規則第164号） 東京都消費生活総合センター処務規程（昭和49年訓令第10号） 都直営	都直営
設置根拠	管理運営 形態	
管理運営	①相談受付時間 月～土曜日：9時から17時まで ②教室等利用時間 ・平日：9時から17時まで （金曜日は学習室Gのみ20時まで） ・土曜日：10時から16時半まで （学習室Gのみ） ③図書資料室利用時間 ・平日：9時から17時まで （金曜日は20時まで） ・土曜日：10時から17時まで	①教室等、図書資料室利用時間 平日：9時から17時まで
利用時間	図書資料 室休室日 入館料、 使用料	日曜日、祝日、年末年始、蔵書整理期間 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、蔵書整理期間
写真		

（消費生活総合センター「事業概要 平成27年版」、生活文化局作成資料より監査人が作成）

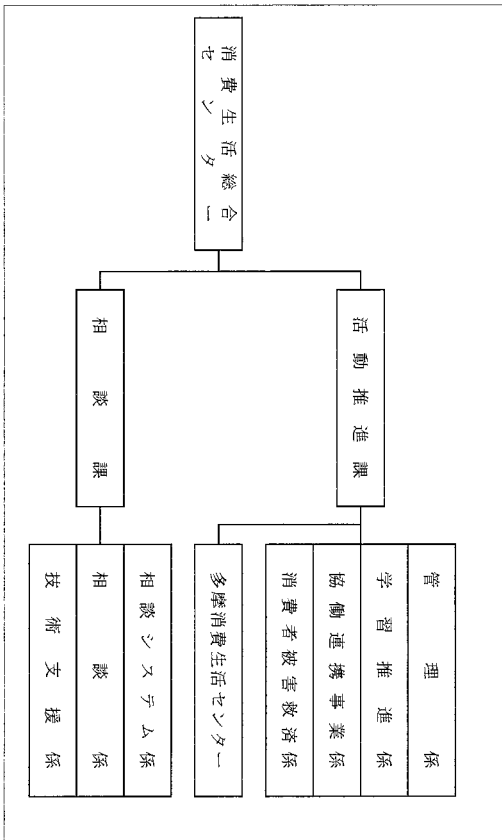
表 C2-3-5 消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの主な沿革

年月	沿革
昭和44年4月	「東京都消費者センター」として発足
昭和59年4月	消費者センター体制整備により機能を強化し、飯田橋庁舎に移転
平成9年4月	4支所を廃止し、新たに「多摩消費生活センター」を設置
平成14年4月	「多摩消費生活センター」の相談部門を「相談課」に統合
平成20年3月	「多摩消費生活センター」移転

(消費生活総合センター「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

(ii) 消費生活総合センターの組織等について
消費生活総合センターの組織図は、以下のとおりである。

図 C2-3-1 消費生活総合センターの組織図 (平成26年度末現在)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 計量検定所について

(i) 計量検定所の沿革と業務内容について
計量検定所は、「計量の適正な実施を確保するため」設置された行政機関として、計量法の趣旨・目的に沿って以下の事業を行っている。
実施している事業は、表 C2-3-6 のとおりである。

表 C2-3-6 計量検定所の事業

事業	内容
事業届出・登録・指定	<ul style="list-style-type: none"> 計量器の製造・修理・販売を行う事業者の届出 計量証明を行う事業者の登録 適正計量管理事業所の指定
検定	製造、修理又は輸入した特定計量器について、法で定める構造や性能を有しているかどうかの検査 (計量法では、はかり、体温計、血圧計、燃料油メーター及びびくクシメーターなど18種類の計量器を「特定計量器」と定めており、国や東京都などの公的機関が検定を実施している。検定に合格した特定計量器は取引や証明に使用することができる) 基準器(※)の検査(基準器は、検定や検査等の信頼性を保つため、有効期限が定められ常に一定の精度を有することが求められている) 取引や証明に使用するはかりの定期検査(2年に1度実施) 計量証明事業の登録を受けた事業者が使用している特定計量器について、種類ごとに定められた周期で検査を実施
立入検査等	<ul style="list-style-type: none"> 計量販売されている商品を購入する消費者の利益を守るため、デパート、スーパー、一般小売店、製造メーカーなどを中心に商品量目の立入検査を常時実施 電気、ガス、水道メーター、燃料油メーター及びタクシメーター等、特定計量器を取引・証明に使用している事業者への立入検査などを実施
計量受託検査	計量法による検査とは別に、事業者や消費者などが使用している計量器などの精度を確認するために東京都計量受託検査条例に基づく検査を実施
JCSS(質量区分・分銅)	分銅等の校正の実施(国際MRA対応認定事業者として認定され、ISO取得事業者や企業の品質管理向上、輸出促進への技術支援を行っている)
計量の普及活動	計量思想の普及のために、計量展示室の公開、計量記念日行事、区市町村消費者展への参加、計量相談を行っている (計量検定所ホームページより監査人が作成)

※ 基準器とは、特定計量器の検定や検査等を行う時に基準として使用する計量器のことである。

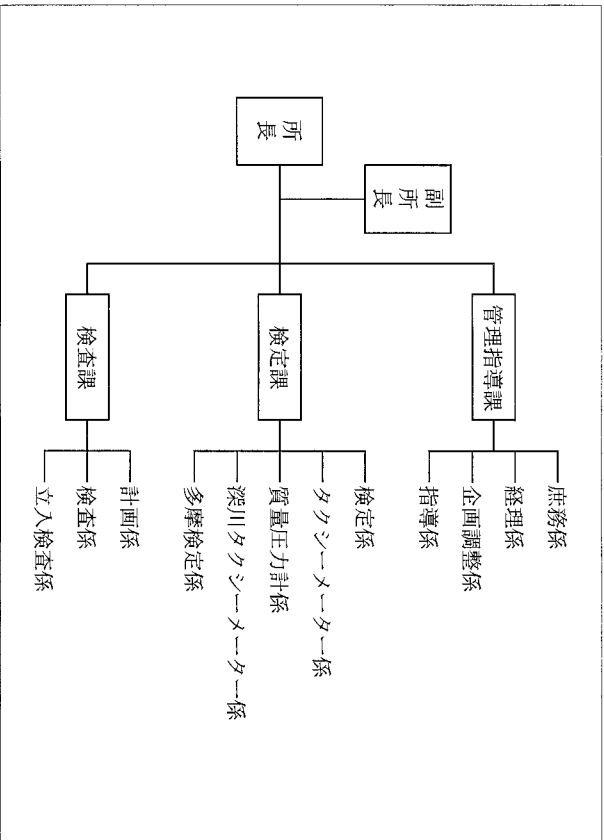
計量検定所の施設の概要及び組織図並びに沿革は表 C2-3-7 及び図 C2-3-2 並びに表 C2-3-8 のとおりである。

表 C2-3-7 計量検定所の本所、タクシーメーター検査場の概要

項目	本所	タクシーメーター検査場		
		立川検査場	深川検査場	港南検査場
所在地	江東区新砂 3-3-41	立川市柴崎町 6-8-13	江東区千石 1-5-7	港区港南 5-1-26
面積(敷地)	3,532.17 m ²	2,572.51 m ²	3,436.83 m ²	2,794.42 m ²
面積(建物)	4,353.14 m ²	280.00 m ²	2,066.02 m ²	1,185.26 m ²
施設利用開始年月	平成26年1月	昭和44年4月	昭和60年5月	平成25年10月

(計量検定所「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

図 C2-3-2 計量検定所の組織図 (平成27年4月1日現在)



(計量検定所「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

表 C2-3-8 計量検定所の主な沿革

年	沿革
明治8年	東京府内務部で度量衡行政を開始
昭和31年	東京都計量検定所となる
昭和34年	タクシーメーター深川検査場開設
昭和44年	タクシーメーター立川検査場開設
昭和48年	タクシーメーター竹芝検査場開設
昭和55年	組織改正により生活文化局所管となる
昭和60年	タクシーメーター新深川検査場開設
平成25年	タクシーメーター竹芝検査場が港区港南(港南検査場)へ移転
平成26年	本所が港区海岸から江東区新砂へ移転

(計量検定所「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

4. 私学部について

(1) 私学部の事業内容について

私立学校は、公立と異なり私人の寄附財産等によって成り立っており、その運営も各設置者が建学の精神に基づき自律的に行っている。

現在、都内の学校に在籍する児童・生徒のうち、私立学校に在学する割合は、高等学校で5割を超え、幼稚園で約9割、専修学校・各種学校ではほぼ10割となっており、私立学校が都の公教育に果たす役割は大きい。

私学部は、このような都内の私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として各種の事務事業を推進しており、主な事業は、次のとおりである。

① 私立学校の認可・指導事務

学校教育法及び私立学校法等に基づき、都知事が所管する私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校)や学校法人に関する認可・指導等を行っている。

② 私立学校教育への助成事業

(i) 私立学校振興助成法等に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の経済的負担の軽減とともに経営の健全性を高めることを目的として、都知事が所管する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の経常費に対する補助(経常費補助)を行っている。

(ii) 保護者の経済的負担の軽減を目的とし、保護者に補助又は貸付けを行っている。

(iii) 学校施設整備に関する補助等、各種補助を行っている。

③ 東京都育英資金事業

東京都育英資金条例に基づき、勉学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充に寄与することを目的とする東京都育英資金事業を実施している。

平成17年度からは、事業実施主体が、都から公益財団法人東京都私学財団に

変更され、都は事業実施に必要な支援を行う体制となった。
ただし、平成16年度までに都が採用した奨学生の返還金については、従来通り返還終了まで都がその事務を担当することとなっている。

(2) 学務費(私立学校振興費及び育英資金費)の予算概要について

私学部の事業に関する予算は、学務費の私立学校振興費及び育英資金費から構成される。

平成26年度当初予算の私立学校振興費合計額は、1,749億26百万円、育英資金費合計額は、22億16百万円であり、学務費の合計額は1,771億42百万円となる。これは、生活文化局の当初予算合計額2,054億6百万円の86.2%を占めている。

① 私立学校振興費について

私立学校振興費については、表C2-4-1のとおりである。

表 C2-4-1 私立学校振興費に係る平成28年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	私立学校振興費に 占める割合(予算) (%)
管理費	974,310	698,154	0.6
助成費	173,951,690	164,827,054	99.4
合計	174,926,000	165,525,208	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表C2-4-1の管理費は、私立学校振興事務等に従事する職員の職員費及び管理事務費に要する経費から構成されている。

また、助成費の内訳は表C2-4-2のとおりである。

表 C2-4-2 私立学校振興費の助成費に係る平成26年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	助成費に 占める割 合(子算) (%)
私立高等学校経常費補助	63,230,768	63,401,266	36.3
私立中学校経常費補助	25,987,466	25,499,221	14.9
私立小学校経常費補助	6,711,885	6,253,142	3.9
私立幼稚園経常費補助	19,145,675	19,910,202	11.0
私立特別支援学校等経常費補助	1,430,686	1,424,488	0.8
私立通信制高等学校経常費補助	142,317	104,560	0.1
私立高等学校等特別奨学金補助	5,104,872	4,594,217	2.9
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	274,719	239,281	0.2
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	5,612,358	5,068,682	3.2
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	10,277	8,623	0.0
私立学校安全対策促進事業費補助	8,840,972	5,641,536	5.1
私立学校教育振興資金融資利子補給	597,683	469,913	0.3
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	26,547	21,877	0.0
私立専修学校教育環境整備費補助	541,400	507,129	0.3
認定こども園運営費等補助	1,087,577	874,758	0.6
私立幼稚園教育振興事業費補助	2,021,570	2,018,800	1.2
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	154,840	164,248	0.1
私立専修学校教育振興費補助	307,677	298,488	0.2
私立専修学校特別支援教育事業費補助	66,640	53,312	0.0
私立外国人学校教育運営費補助	69,945	66,355	0.0
私立幼稚園預かり保育推進補助	573,124	590,335	0.3
私立高等学校都内生就学促進補助	688,052	656,167	0.4
私立学校退職手当補助	3,987,715	3,902,371	2.3
私立学校教職員共済費補助	1,578,307	1,537,759	0.9
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	267,081	113,469	0.2
私立高等学校海外留学推進補助	400,000	218,550	0.2
私立学校教育研究費補助等	618,001	482,916	0.4
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	219,041	207,560	0.1
私立高等学校等就学支援金	24,254,495	20,497,817	13.9
合計	173,951,690	164,827,054	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 育英資金費について

育英資金費については、表 C2-4-3 のとおりである。

表 C2-4-3 育英資金費に係る平成26年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	育英資金費に 占める割合(子算) (%)
育英資金事業	2,177,396	1,108,552	98.3
事務費	38,604	30,326	1.7
合計	2,216,000	1,138,879	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-4-3 を見ると、育英資金事業費のうち、育英資金事業の決算額が当初予算額の 50.9% の執行率しかないが、これは、他の助成事業が充実してきたことに伴い、育英資金の貸付総額が全体として減少傾向にあるためであり、結果として実績額が減少したこと、当初予算額よりも回収額が増加したことによる。

(3) 私学部の所管報告団体について

報告団体は、監理団体以外の出資等を行っている団体等のうち、局長等が補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握し、毎年度終了後、団体の運営について総務局長に報告する団体とされている。私学部では公益財団法人東京都私学財団を報告団体として所管している。

① 公益財団法人東京都私学財団の概要

(1) 公益財団法人東京都私学財団の沿革と業務内容について

公益財団法人東京都私学財団は、平成15年4月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団として設立された団体で、平成23年4月には、公益法人制度改革に基づき財団法人から公益財団法人に移行している。

公益財団法人東京都私学財団は、東京都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を行い、もって都内私立学校教育の充実と振興を図り、東京都教育文化の高揚に資することを目的とし、主に以下の事業を行っている。

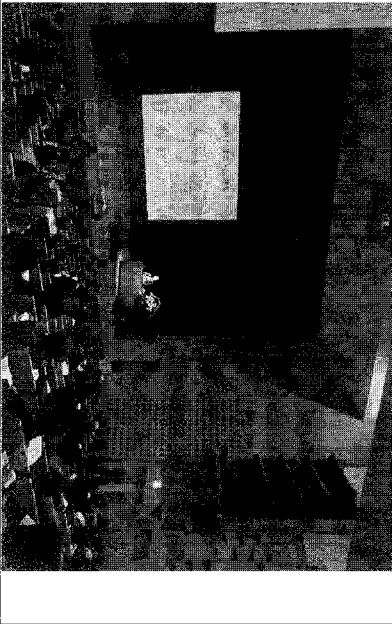
(主な事業)

(ア) 私立学校における教育環境の充実・向上のための支援

- ・ 学校施設の整備等のための融資・助成
- ・ 教育設備の改善・充実のための助成
- ・ 教職員の待遇安定化のための資金の交付
- ・ 学校経営に関する助言・相談
- ・ 学業優秀者等の顕彰
- ・ 私立学校に関する広報活動

(イ) 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援

表 C2-4-4 公益財団法人東京都私学財団の概要

項目	概要
設立	平成 15 年 4 月 (財) 東京都私立学校教育振興会と (社) 東京都私学退職金社団が組織統合して財団法人東京都私学財団として発足
基本財産	平成 23 年 4 月 公益財団法人に移行 1,375,000 千円
出捐者	東京都 (200,000 千円 14.5%) 東京都私立幼稚園連合会 東京都私立初等学校協会 (一財) 東京都私立中学高等学校協会 (公社) 東京都専修学校各種学校協会 みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行
理事長	近藤 彰郎 (学校法人八雲学園理事長)
役員・評議員	理事 22 名、監事 3 名、評議員 26 名
事務局職員数	41 名 (臨時職員の人数を除く、平成 28 年 1 月 1 日現在) (うち都派遣職員 11 名)
写真	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」、「平成 26 年度事業報告」ほかより監査人が作成)

表 C2-4-5 公益財団法人東京都私学財団の主な沿革

年月	沿革
昭和 40 年 12 月	社団法人東京都私学退職金社団設立
昭和 56 年 6 月	財団法人東京都私立学校教育振興会設立
平成 14 年 12 月	両法人による統合に関する協定書締結
平成 15 年 4 月	両法人が統合し財団法人東京都私学財団が発足
平成 23 年 4 月	東京都の公益認定を得て公益財団法人へ移行

(公益財団法人東京都私学財団ホームページより監査人が作成)

(ii) 公益財団法人東京都私学財団の財務状況の推移について

公益財団法人東京都私学財団の平成 24 年度から平成 26 年度の財務状況は、表 C2-4-6 の正味財産増減計算書、表 C2-4-7 の貸借対照表のとおりである。

表 C2-4-6 平成 24 年度から平成 26 年度の正味財産増減計算書の推移

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 一般正味財産の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	11,281	15,968	15,869
② 特定資産運用益	825,660	1,374,346	1,175,858
③ 受取入会金	70	40	115
④ 受取会費	84,156	83,680	83,829
⑤ 事業収益	8,547,739	8,533,831	8,651,185
⑥ 受取補助金等	13,189,264	11,476,822	11,470,168
⑦ 特定資産評価益	8,274,678	6,962,384	9,056,763
⑧ 雑収益	1,947	2,755	1,675
経常収益 計	30,934,798	28,449,830	30,455,464
(2) 経常費用			
① 事業費	30,880,746	28,408,167	30,408,442
② 管理費	54,768	41,970	59,561
経常費用 計	30,935,515	28,450,137	30,468,003
当期経常増減額	△ 716	△ 307	△ 12,539
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 引当金戻入益	1,000	1,000	2,000
経常外収益 計	1,000	1,000	2,000
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	124	0	54

(単位：千円)

経常外費用 計	124	0	54
当期経常外増減額	875	1,000	1,945
当期一般正味財産増減額	158	692	△10,593
一般正味財産期首残高	1,748,725	1,748,884	1,749,576
一般正味財産期末残高	1,748,884	1,749,576	1,738,982
II 指定正味財産増減の部			
(1) 受取補助金等			
①教育振興事業受取東京都補助金	-	-	29,752
②育英資金受取東京都補助金	1,721,760	1,502,432	1,108,552
(2) 引当金繰入額			
①貸倒引当金繰入額	△84,000	△113,085	△99,253
(3) 一般正味財産への振替額			
①一般正味財産への振替額	△108,623	△109,292	△120,535
当期指定正味財産増減額	1,529,136	1,280,054	918,516
指定正味財産期首残高	10,655,198	12,184,335	13,464,390
指定正味財産期末残高	12,184,335	13,464,390	14,382,906
III 正味財産期末残高	13,933,219	15,213,966	16,121,889

(公益財団法人東京都私学財団の「決算書」より抜粋)

表 02-4-7 平成24年度から平成26年度の貸借対照表の推移

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 資産の部			
1. 流動資産	17,135,479	16,380,002	16,646,584
2. 固定資産	132,228,670	140,303,541	149,376,157
(1) 基本財産	1,375,000	1,375,000	1,375,000
(2) 特定資産	101,957,872	110,113,562	120,652,924
(3) その他固定資産	28,895,797	28,814,979	27,348,232
資産合計	149,364,150	156,683,543	166,022,742
II 負債の部			
1. 流動負債	17,079,898	16,015,594	16,287,093
2. 固定負債	118,351,032	125,453,982	133,613,760
負債合計	135,430,930	141,469,577	149,900,853
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	12,184,335	13,464,390	14,382,906
2. 一般正味財産	1,748,884	1,749,576	1,738,982
正味財産合計	13,933,219	15,213,966	16,121,889
負債及び正味財産合計	149,364,150	156,683,543	166,022,742

(単位：千円)

(公益財団法人東京都私学財団「決算書」より抜粋)

5. 文化振興部について

(1) 文化振興部の事業内容について

東京には、江戸時代からの歴史と伝統文化の蓄積がある。また、多くの文化施設や文化団体、アーティストが集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、様々な文化活動が行われている。さらに、文化活動を支援する企業や団体も多い。

文化振興部では、このような文化資源を活かしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、都民はもとより世界が文化的魅力を感じるような世界一の文化都市・東京を目指し、文化振興のための施策を総合的に展開している。

主な事業として、文化振興施策の企画調整、文化事業の推進、文化施設の管理運営、監理団体への助成等がある。具体的な施策としては主に以下を実施している。

① 文化振興施策の企画調整について

(i) 東京芸術文化評議会の組織・運営等

文化首都・東京を実現するための文化振興施策についての提言を行う東京芸術文化評議会の運営事務を行っている。東京芸術文化評議会は、都の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、平成18年12月に設置された都知事の附属機関であり、当該評議員は、文化振興に関し見識を有する者のうちから、都知事が任命する15名以内で構成される。

また、東京芸術文化評議会は、特定の事項を調査審議するための専門部会を有し、課題に対する検討体制の強化を図っている。

(ii) アーツカウンシル東京の組織・運営

東京が持つ潜在力を活かし、芸術文化創造の更なる促進や東京の魅力向上を図るため、東京芸術文化評議会の提言に基づき施策を推進する機関として、平成24年11月に公益財団法人東京都歴史文化財団内にアーツカウンシル東京を設置した。アーツカウンシル東京は、芸術文化に精通した専門家で構成されており、行政と民間の活動現場を橋渡しすることを通じて、戦略的な文化の創造・発信及び文化都市の形成を目指した事業に取り組んでいる。都は、「アーツカウンシル東京」の取組を充実させることにより、文化振興施策の戦略的展開を図